

議案第19号

みよし市勤労文化会館設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、指定管理者が定める勤労文化会館の利用料金の上限額を改正するため必要があるからである。

みよし市勤労文化会館設置条例の一部を改正する条例

みよし市勤労文化会館設置条例（平成5年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

文化施設利用料金

（単位 円）

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	平日		35,370	53,730	71,410	136,050
	土曜日		44,370	67,420	89,610	170,700
	日曜日 祝休日					
楽屋1			740	1,130	1,510	2,880
楽屋2			740	1,130	1,510	2,880
楽屋3			1,390	2,130	2,830	5,400
楽屋4			740	1,130	1,510	2,880

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

勤労福祉施設利用料金

ア 勤労者

（単位 円）

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで （市民広場に

					については、午前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	11,310	17,170	22,830	43,500
	土曜日	14,380	21,850	29,050	55,350
	日曜日				
	祝休日				
レセプションホール		6,240	9,480	12,600	24,000
特別会議室		3,430	5,210	6,920	13,200
応接室		2,470	3,750	4,980	9,500
研修室		2,170	3,310	4,410	8,400
和室		1,510	2,310	3,060	5,850
スタジオ		970	1,470	1,960	3,750
軽運動室		2,830	4,320	5,740	10,950
多目的室		690	1,060	1,420	2,710
楽屋5		610	940	1,260	2,400
楽屋6		610	940	1,260	2,400
楽屋7		610	940	1,260	2,400
楽屋8		610	940	1,260	2,400
市民広場		4,450	5,940	—	9,900

イ 勤労者以外の者

(単位 円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後9時まで (市民広場に ついては、午

					前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	14,140	21,490	28,570	54,450
	土曜日	18,010	27,360	36,370	69,300
	日曜日				
	祝休日				
レセプションホール		7,800	11,850	15,750	30,000
特別会議室		4,290	6,520	8,680	16,530
応接室		3,090	4,700	6,240	11,900
研修室		2,730	4,140	5,500	10,500
和室		1,900	2,890	3,850	7,350
スタジオ		1,240	1,890	2,520	4,800
軽運動室		3,580	5,440	7,240	13,800
多目的室		880	1,330	1,770	3,390
楽屋5		780	1,180	1,570	3,000
楽屋6		780	1,180	1,570	3,000
楽屋7		780	1,180	1,570	3,000
楽屋8		780	1,180	1,570	3,000
市民広場		5,910	7,900	—	12,450

別表第3中「、映写設備」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市勤労文化会館設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市

勤労文化会館設置条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を徴収する。

みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(利用料金)

第10条 利用者は、利用開始日までにおいて指定管理者が指定する日までに、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を納付しなければならない。

2 利用者は、付属設備を利用した場合は、別表第3に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を納付しなければならない。

3以下 略

別表第1 (第10条関係)

文化施設利用料金

(単位 円)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午 まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時30分から午後9 時まで	午前9時から午後9 時まで
大ホール	平日		35,370	53,730	71,410	136,050
	土曜日		44,370	67,420	89,610	170,700
	日曜日					
	祝休日					
楽屋1			740	1,130	1,510	2,880
楽屋2			740	1,130	1,510	2,880
楽屋3			1,390	2,130	2,830	5,400
楽屋4			740	1,130	1,510	2,880

備考 略

別表第2 (第10条関係)

勤労福祉施設利用料金

ア 勤労者

(単位 円)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から午後9 時まで(市民広場に ついては、午前9時 から午後5時まで)
小ホール	平日		11,310	17,170	22,830	43,500
	土曜日		14,380	21,850	29,050	55,350
	日曜日					
	祝休日					
レセプションホール			6,240	9,480	12,600	24,000

別表第1 (第10条関係)

文化施設利用料金

(単位 円)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午 まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時30分から午後9 時まで	午前9時から午後9 時まで
大ホール	平日		23,580	35,820	47,610	90,700
	土曜日		29,580	44,950	59,740	113,800
	日曜日					
	祝休日					
楽屋1			520	790	1,050	2,000
楽屋2			520	790	1,050	2,000
楽屋3			930	1,420	1,890	3,600
楽屋4			520	790	1,050	2,000

備考 略

別表第2 (第10条関係)

勤労福祉施設利用料金

ア 勤労者

(単位 円)

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午前9時から午後9 時まで(市民広場に ついては、午前9時 から午後5時まで)
小ホール	平日		7,540	11,450	15,220	29,000
	土曜日		9,590	14,570	19,370	36,900
	日曜日					
	祝休日					
レセプションホール			4,160	6,320	8,400	16,000

みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行				
特別会議室	3,430	5,210	6,920	13,200	特別会議室	3,090	4,700	6,240	11,900
応接室	2,470	3,750	4,980	9,500	応接室	2,470	3,750	4,980	9,500
研修室	2,170	3,310	4,410	8,400	研修室	1,450	2,210	2,940	5,600
和室	1,510	2,310	3,060	5,850	和室	1,010	1,540	2,040	3,900
スタジオ	970	1,470	1,960	3,750	スタジオ	650	980	1,310	2,500
軽運動室	2,830	4,320	5,740	10,950	軽運動室	1,890	2,880	3,830	7,300
多目的室	690	1,060	1,420	2,710					
楽屋5	610	940	1,260	2,400	楽屋5	520	790	1,050	2,000
楽屋6	610	940	1,260	2,400	楽屋6	410	630	840	1,600
楽屋7	610	940	1,260	2,400	楽屋7	410	630	840	1,600
楽屋8	610	940	1,260	2,400	楽屋8	410	630	840	1,600
市民広場	4,450	5,940	—	9,900	市民広場	2,970	3,960	—	6,600

イ 勤労者以外の者

イ 勤労者以外の者

(単位 円)

(単位 円)

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで(市民広場については、午前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	14,140	21,490	28,570	54,450
	土曜日	18,010	27,360	36,370	69,300
	日曜日				
	祝休日				
レセプションホール		7,800	11,850	15,750	30,000
特別会議室		4,290	6,520	8,680	16,530
応接室		3,090	4,700	6,240	11,900
研修室		2,730	4,140	5,500	10,500
和室		1,900	2,890	3,850	7,350
スタジオ		1,240	1,890	2,520	4,800
軽運動室		3,580	5,440	7,240	13,800
多目的室		880	1,330	1,770	3,390
楽屋5		780	1,180	1,570	3,000
楽屋6		780	1,180	1,570	3,000

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで(市民広場については、午前9時から午後5時まで)
小ホール	平日	9,430	14,330	19,050	36,300
	土曜日	12,010	18,240	24,250	46,200
	日曜日				
	祝休日				
レセプションホール		5,200	7,900	10,500	20,000
特別会議室		3,870	5,880	7,820	14,900
応接室		3,090	4,700	6,240	11,900
研修室		1,820	2,760	3,670	7,000
和室		1,270	1,930	2,570	4,900
スタジオ		830	1,260	1,680	3,200
軽運動室		2,390	3,630	4,830	9,200
楽屋5		670	1,020	1,360	2,600
楽屋6		520	790	1,050	2,000

みよし市勤労文化会館設置条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行				
<u>楽屋7</u>	<u>780</u>	<u>1,180</u>	<u>1,570</u>	<u>3,000</u>	<u>楽屋7</u>	<u>520</u>	<u>790</u>	<u>1,050</u>	<u>2,000</u>
<u>楽屋8</u>	<u>780</u>	<u>1,180</u>	<u>1,570</u>	<u>3,000</u>	<u>楽屋8</u>	<u>520</u>	<u>790</u>	<u>1,050</u>	<u>2,000</u>
<u>市民広場</u>	<u>5,910</u>	<u>7,900</u>	—	<u>12,450</u>	<u>市民広場</u>	<u>3,940</u>	<u>5,270</u>	—	<u>8,300</u>
備考 略					備考 略				
別表第3（第10条関係）					別表第3（第10条関係）				
付属設備利用料金					付属設備利用料金				
舞台設備、照明設備、音響設備その他設備の利用料金については、教育委員会規則で定める。					舞台設備、照明設備、音響設備、 <u>映写設備</u> その他設備の利用料金については、教育委員会規則で定める。				